

八代市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和2年5月7日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	古	嶋	津	義

**財政援助団体等監査結果
に対する措置状況報告書
(令和2年5月)**

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

【平成30年度】

- ◆ 観光振興課 1
- ◆ 一般社団法人 DMO やつしろ 2

八代市監査委員 様

八代市長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 経済文化交流部 観光振興課
監査対象年度 平成28年度、平成29年度
監査実施期間 平成31年2月7日 ～ 平成31年2月20日

【主管課に関する指摘事項】

主 管 課	指摘事項	<p>①DMOやつしろから提出された補助金等実績報告書の確認において、次のとおり審査が十分に行われていなかった。</p> <p>ア 実績報告書の審査に必要な証拠書類の提出を求めておらず、金額の根拠が十分確認されていなかった</p> <p>イ 補助金等の目的を達しているか、効果が現れているかなど、金額面以外の成果の審査が不十分となっていた</p> <p>補助金等は関係要領等に基づき、申請書・実績報告書等の精査により、補助対象の適否を判断し、交付額を決定するものである。</p> <p>DMOやつしろに対し、実績報告の再提出を依頼し、必要な証拠書類の提出を求めた上で、改めて実績報告の審査を行っていただきたい。内容を精査した結果、必要があれば、補助金等返還請求を行っていただきたい。</p>
	改善内容	<p>①ご指摘のとおり、DMOやつしろに対し実績報告書の再提出を求め、別添のとおり実績報告書の再提出と証拠書類の提出があり、改めて実績報告書の審査を行いました。</p> <p>内容を精査した結果、補助金等の返還請求を行う必要はありませんでした。</p> <p>実績報告確認時に証拠書類等との照合が行われていなかったため、今後は、補助金の実績報告の審査の際には、収支報告書等の証拠書類を基に対象経費等を精査するよう改めました。</p>

	<p>②ご指摘のとおり、八代市日本版DMO活性化事業補助金交付要領第11条に基づき、①のとおり実績報告の内容を審査しました。審査の結果、別添のとおり交付額を決定し、交付確定通知書によりDMOやつしろに通知を行いました。</p> <p>今後は、補助金交付要領に基づき、適正に交付決定（確定）等の手続きを行うよう改めました。</p>
--	--

※改善を行ったことがわかる資料を添付してください。

【団体に関する指摘事項】

団 体	指摘事項	<p>①主管課へ提出された補助金等実績報告書が、DMOやつしろの決算資料の金額に基づいていなかった。また、実績報告書に添付されている資料も精査されておらず、金額の誤りなどが見られた。</p> <p>補助金等の実績報告については、申請時の事業計画に基づき、事業に要した経費を精査し、決算資料等と照合したうえで、正確な金額により作成し、証拠書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>実績報告書の誤りは、当該補助金等の額に影響することから、事業内容、経理状況を確認したうえで、速やかに是正し、実績報告書と証拠書類を再度提出していただきたい。</p> <p>②ツアー事業について、自主事業部分と補助事業部分が混在しており、経費の区別が明確になっていなかった。</p> <p>補助金等は、補助目的に沿って正しく使用されなければならない、補助対象事業以外に流用することはできない。</p> <p>事業内容を精査し、経費の区別を明確にしていきたい。また、補助対象となるか不明瞭な経費については、事前に主管課に確認するなど、適切な補助金等の執行を行っていただきたい。</p>
	改善内容	<p>① 事業内容、経理状況を確認したうえで実績報告書を訂正し、主管課に対し実績報告書と証拠書類を再提出いたしました。</p> <p>② 次年度の組織体制として自主事業で行うツアー（きびっとツアー）と補助事業で行うツアー（モニターツアー、ファムツアー等）の担当課と担当者を分けるようにし、補助対象となる事業を明確にしていく。</p> <p>※作成した新組織案は主管課に提出済</p>

※改善を行ったことがわかる資料を添付してください。